

税務Q&A



電子データの保存方法の変更について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 山本 教貴
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



メール等で受け取った請求書、領収書等の保存方法が2022年1月から変更になり、電子データで保存しなければならなくなる、と聞きました。具体的にどうすればよいか、教えてください。



電子帳簿保存法が改正され、2022年1月以降に請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要となります。所得税、法人税に関して帳簿の保存義務のあるすべての方について、電子取引の証憑は印刷して保存することが認められなくなり、電子データで保存しなければならないこととなります。

対象となる「電子取引」については、EDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含みます。)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

分類	証憑の例
EDI取引	特定の取引について受発注を行うシステムから送信及び受信したデータ インターネットバンキングによる取引情報(入金・振込等)
インターネット	ホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ ホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショット
電子メール	受領した請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等) 送付した自社発行の請求書や領収書等の控え

電子データとは別に書面を原本として受領している場合には、内容が同一であれば、その原本である書面を保存しておけばよく、電子データを保存する義務はありません。また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められませんのでご注意ください。

保存方法については、(1)改ざん防止のための措置をとること、(2)日付・金額・取引先で検索できるようにすること、(3)ディスプレイ・プリンタ等を備え付けることが必要です。

(1)改ざん防止のための措置について

以下の①～④のうち、いずれかの対応が必要です。

- ① 相手側がタイムスタンプを付与している
- ② タイムスタンプを付与する
- ③ 訂正削除の記録が残るシステムで保存
- ④ 事務処理規程を作成し運用

④については、国税庁のホームページに「改ざん防止のための事務処理規程」のサンプルが掲載されており、こちらを参考に規程を作成し、運用することで、現実的には対応することもできるかと思えます。

(2)日付・金額・取引先で検索できるようにすること

専用システムを導入しない場合でも、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能となっています。

①については、例えば表計算ソフト等で索引簿を作成する方法があります。PDF等の電子データに連番を振り、それに対応する下記のイメージのような索引簿を作成し、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

(イメージ)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20220110	110000	株式会社A社	請求書
2	20220210	220000	株式会社B社	注文書
3	20220228	220000	株式会社B社	領収書

②規則的なファイル名を付す方法は、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

i) ファイル名自体に「日付」「取引先」「金額」をつける方法、例)
20220110_A社_110000.pdf

ii) 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納した上で保存する方法

例)領収書2022年(フォルダ名) ¥A社(フォルダ名)

¥1月分(フォルダ名) ¥20220110-A社-110000(ファイル名).pdf

2022年1月以降の取引から適用される予定でしたが、2021年12月10日に令和4年度(2022年度)与党税制改正大綱が公表され、上述の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、有恕措置が整備されることになりました。具体的には、税務署長が保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面を提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、2年間の経過措置が設けられます。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たさず保存している場合や、その電磁的記録の保存に代えて書面出力を行っていた場合には、保存すべき電磁的記録の保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消の対象となり得るとされていますし、あくまで有恕措置ですので、経過措置期間の経過を待たずに対応することが必要です。

現時点(2021年12月10日時点)で詳細について明確でない部分もありますが、ご準備をお願いします。最新の情報についての質問や疑問点等あれば、まずは税理士等にご相談ください。